

ユニオン・デモクラシーと組合自治

—— イギリス組合自治制限の法理を中心に ——

竹内規浩

I 序説

資本主義社会における労働組合にとって最も重要なことは、それが自由かつ独立な活動が行えることである。それが事実上自由かつ独立であることと共に制度的にもそうでなければならない。法的意味において組合自治が検討されねばならない理由はここに存する。しかし反面、労働組合の社会的地位の向上にともない、労働組合という強力な組織の中における個々の労働者の地位は微妙なものとなる。資本主義社会における弱者たる労働者の地位向上のために結成される労働組合は、全組合員の利益のために活動すべきであるにもかかわらず、往々にして小専政国家と化するからである。1)そして、民主的運営を志す組合員は組合によって制裁され、時として除名によって組織外に追放され、ひいては労働力市場そのものからすら追放される結果となる。これに対して被害者はいかなる救済手段を有するか。もし、組合自治を理由に司法的救済が得られないとすれば、

もはや制度としての組合民主主義は存在し得えない。しからは果して組合自治は絶対的なものか。本稿はその法的理論を英米について検討しようとするものである。しかし、注意しなければならないことは、組合自治を制限する議論は個々の組合員保護理由に容易に組合弾圧へ転化しうることである。われわれはこの点を、イギリスとアメリカとの対比において明確に見ることができる。われわれの目的は、真に民主的な組合運営の法的基礎を見出し、以て自由にして独立かつ強い組合運動の法理を探る点にあることを忘れてはならない。2)

II 任意団体の自治と司法的介入

イギリスにおいては労働組合は従来コモン・ロー上違法な団体とみられていたものが、1871年労働組合法により適法化され、それ以来いわゆる任意団体(voluntary association)として扱われ、それに法人格を賦与することのないのはもとより、組合内部問題に関しては一切介入しないとの立場を原則としてつらぬいてきた。今日でもこのオートノミーに反

- 1) 組合の専政の事例は少くないが、例えば、ロンドン旅客運送事件(「労働法講座」7巻上 p.2037)、1949年C.I.O.除名事件(44H.L.R.631)参照。組合の統制力と組合民主主義の関係についてはコックス、「民主主義の確保と法の役割」(H.L.R.1959年)に詳論されている。
- 2) 国家権力・使用者・労働者からの組合の独立は組合民主主義の法的保障がなければ不可能に近い。磯田進他。「組合民主主義の諸問題」(「中央公論」68年14号)参照。組合民主主義を組合員の法を超えたモラルに求める見解もあるが〔三宅正男、「団体交渉権」(「労働法講座」2巻 p324、沼田稲次郎、「違法行為指令と組合の制裁権」(「季労」39号)、同、「組合自主法と団結権」(「私法学の諸問題」(二)1955年)、]あまりに労働者のモラルを理想化していると思われる。もっとも、沼田教授はモラルを法の外に排除するものではなく、モラルそのものを法が把握すると見られる点で、三宅説とは根本的に異なるものではある。

対する見解はほとんど見られない。しかし近代社会における法律関係の複雑化が裁判所をしていつまでも超然としておかしめなかったことは、組合規約を組合員相互の同意と自律にゆだねることとした1871年法第四条が縮小解釈により漸次組合員の除名には適用されないこととされた経過¹⁾に明らかである。

労働組合内部問題に対する司法的介入が是認されるには先ずその介入の法的根拠が明らかにされねばならない。労働組合の問題たることを意識しつつ、任意社団の法理をたどってみよう。そもそも任意社団からの除名は裁判所の審査に服さないものとされていた。²⁾しかしリグビー事件³⁾において介入の根拠は社団メンバーの財産権である⁴⁾として、狭いながらも介入を認めここにいよめる財産権説 (Property Theory) が登場する。財産権説は、メンバーに与えられかつ不当な除名により奪われた財産権は——かつこれのみが——裁判所によって保護されるとするものである。しかしこの財産権の内容については判例は一致しない。《組合員の共済を受ける権利⁵⁾》、《解散時に財産分配を受ける権利⁶⁾》、《団体の事業に関する投票権⁷⁾》、などがあげられており、もっと広く解せねばならないとの意見⁸⁾もある。しかし、なぜ介入の根拠は財産権でなければならないのか当然問題となった。財産権の内容が判例において

一致しないことは、裁判所自身介入の真の目的は財産権保護のみではないことを暗に認めていたからではなからうか。判例はマックリオン事件⁹⁾を機に財産権説を棄てて契約説へと移行する。

アメリカでも財産権説はかなり有力であったが、学説は強く反対し、財産権説はフィクションであるときめつけた。¹⁰⁾

財産権説に代るべきものは何か。不当除名は《契約違反》か《不法行為》かが問題となるが、後者が認められるためには、メンバーシップの《権利》が先ず承認されねばならない。イギリスではこれは否定され、¹¹⁾判例上も今日では除名がそれとして不法行為でないことは明らかであるとされる。¹²⁾しかしアメリカの学説¹³⁾は不法行為を認める意見が今日強いようである。(後にやや詳しくふれるはずである。)

マックリオン事件¹⁴⁾で介入の根拠として契約説 (Contract Theory) が適用された。契約説によれば、メンバーは社団加入の際規約をその内容とする契約を締結するのだとの前提の下に、不当な除名はかかる契約の違反であって、裁判所は侵害された契約上の権利を保護するために介入するのだとされる。契約説によると裁判所は当事者間に財産上の利害関係があるか否かという困難な問題を回避できるばかり

1) この間の判例の推移については、Citrine, Trade Union Law, pp.95~97. 片岡昇,「英国労働法理論史」pp.283~5.にくわしい。

2) Inderwick v. Snell (1850) 2 Mac. & G.216, Blissett v. Daniel [1853] 10Hare 493.

3) Rigby v. Connol, 14 Ch.D.482.

4) D.Lloyd, The Disciplinary Powers of Professional Bodies, 13 M.L.R.285参照。

5) Amal. Soc. of Carpenters and Joiners v. Braithwaite [1922] 2 A.C. 448.

6) Stick v. Swansea T.P.Co. (1887) 36 Ch. 558

7) Pender v. Lushington, (1877) 6 Ch. D. 70

8) Oosborne Caseにおけるモートン判事の意見。

9) Macleane v. Workers' Union. (1929) 1 Ch. 602.

10) Z.Chafee, The Internal Affairs of Association Not for Profit, H.L.R. Vol.43; C. Summers, Legal Limitation on Union Discipline, H.L.R. Vol.64; など。

11) Lloyd, op. cit. p.300

12) Abbott v. Sullivan (1952) 1 K.B. 199なお, T.C.Thomas, Member's Remedy for Wrongful Expulsion, C.L.J. 1954, p.163 参照。

13) Chafee, op. cit, p.p. 1002-7; Summers, op. cit. p.1055.

14) 上の注(9)参照。

か、《暗黙の合意》という便法を用いることができるために、救済の範囲を広くするのも役立つ。最近の判例でも規約は契約だと確認されている。¹⁾ イギリスでは学説においても契約説そのものへの反対説は見当らない。しかしアメリカでは判例は契約説を基調とするが、学説はこれをもしりぞけ、不法行為説を主張する点が注目される。

契約説を形式的につきつめれば、たとえ制裁さるべき非行が規約に規定されていなくても、組合員は組合加入に際して組合員たる資格に当然内在する或る種の義務を負うことを承認したのとして、組合は組合員を制裁することができるはずである。しかしイギリスでは制裁事由は必ず規約に明示されていなければならないとする²⁾し、アメリカの判例は、ごく限られた範囲³⁾におしてしかこれを認めない。しかるときは、大多数の規約の制裁規定が抽象的である今日⁴⁾、組合の機能は著しく制限されざるを得ない。私はこのように解しなければならぬ必然性はないと思う。勿論規約に明定されない義務を無制限に認めることはできないから、一定の限界が発見されねばならない。裁判所の介入は組合の民主的運営確保に在ることから考察さるべきであると考える。

アメリカの不法行為説の代表的なものに、シャフィ어의関係説⁵⁾ (Relation Theory) がある。⁶⁾

1. 判例は《エクイティは財産権のみを保護する》という原則に基きその司法的介入の理論を構成して来た。しかるに除名事件の実際を見るに、不当に除名された者の真に保護さるべき利益は、任意団に

あつては財産権よりむしろ《人格》である場合が多い。現代では、特に労働組合との関係においてはこの人格保護の必要性はきわめて大きい。⁷⁾ 事実、財産権説が契約説に移行した根底には、この人格保護の必要性が認識されていたのであり、契約説すらも単なる介入のための口実と非難されるのである。)

2. 介入の真の根拠は何であるべきか。シャフィーはこれを次の如く主張する。《団体に対するメンバーの関係 (relation) こそが不当除名に対して救済が与えられるほとんどの事件における、メンバー保護の主題をなすのである。この不当な行為は、不法行為 (tort) であつて、契約違反ではない。而して不法行為は、単に観念的な財産権の剝奪に存するのではなく、むしろ《関係》の破壊に存するのである⁸⁾。》そして続けて言う。《メンバー対団体の関係は、部分的には規約によって規定される。しかし規約は厳密な意味での契約ではない。従つてメンバーの権利及び団体の権限は、最終的ないし厳格に規約によって決定されてはならないのである。》⁹⁾

3. しかればこの関係の内容はいかなるものであるか、という基本的問題が出て来ざるを得ない。この点シャフィーもサマーズも単に《このような関係は契約以上のものである¹⁰⁾》とより以上は何も述べていない。これでは司法的介入の根拠は与え得てもその基準は財産権説・契約説と同様きわめて不満足にしか与え得ない。結局、判例の集積により明確・固定化されることを想定しているのであろう。ただ注目すべきは、この関係の破壊には当然に司法的救

1) Lee Case (1952) ; Bonsor Case [1954].

2) Samuels, Trade Union Law, 邦訳p.23.

3) Summers, op. cit. p.1059.

4) Summers, op. cit. p.1059 にアメリカの規約の実体についての検討が出ている。

5) Chafee, op. cit. p.p.1007—8.

6) Summers, op. cit. p.p.1056—8も同じような見解である。

7) Poundは《エクイティは財産権のみを保護する》の原則そのものの不当を論じている。cf. H.L.R. Vol.29.

8~9) Chafee, op. cit. p.1007.

10) Chafee, op. cit. p.1008.

済が与えられ得るのではなく、問題の重要性及び国の政策が考慮されねばならない¹⁾、としていることである。

Ⅲ. 司法的介入の基準（自然的正義の原則）

以上のように、介入の根拠は財産権説から契約説へと移行して来たのであるが、司法的判断の基準としてはいわゆる自然的正義の原則（Principle of Natural Justice）が妥当する²⁾。1850年代に判例は団体の除名権は絶対のものであるとしつつ、その決定は《善意》になされねばならないとした。これが自然的正義の原則へ発展したのである。この原則は、団体の内部的決定は公正に（in good faith）行われねばならない、ということを使う。ここに公正というのは、司法裁判所が客観的証拠に基づいて判断を下す意味においての客観的公正ということではなく、単に善意に基づかず私心なき決定という意味である。従って裁判所は団体の制裁について、独自の立場から団体内部の決定を価値判断するのではなく、単に決定に至るまでの経過を審査するにすぎない。この詳細な内容だけはDawkins v. Antrobus (1881)によって与えられた。³⁾ このように、この原則違反の除名（他の制裁処分についても同様⁴⁾）は、裁判所によって契約違反として救済され得る。規約にその旨の定めがなくても変りはない。⁵⁾ そしてこの原則以上に介入いなしというのが最近までのイギリスにおける確立された態度であった⁶⁾。

しかしここに新しい二つの問題点が提示されるに至った。

第1に、契約説の立場からは、裁判所の介入を排除する規定を規約に定め得る、つまり合意によって

自然的正義の原則を適用しないことができる、はずである。これが正面から取り上げられたのは、1914年のラッセル事件⁷⁾においてであった。この判決ではこのような合意の有効無効説が対立し、無効説のデニング判事は労働組合の他のクラブ等からの特異性を強調し、このような合意は公序違反で無効とした。ロイドは、この原則をコントラクト・アウトするには明確な規定が必要だとして有効説を採るかの如くであるが、その際にも除名は **honestly and in good faith** になされねばならないとする⁸⁾から、実質的には無効説と思われる。思うに、労働組合の除名を単なるソーシャル・クラブの除名と異質のものとするデニング判事の態度はきわめて当を得たものといわねばならない。これは次のリー事件に⁹⁾引き続き論ぜられた。同判事は、事実問題は裁判所の判断から排除され得るが、法律問題は排除され得ないとし、¹⁰⁾ローマー判事は《わが国における法的紛争裁定の機関は裁判所であり、裁判所のみがこの任務に適している……¹¹⁾》と述べている。要するに組合規約の有効性が《公序》という要素によって判断され得るということは、組合自治の一步後退を意味し、組合員保護への道が一步開かれたことを意味する。一方アメリカでは、はるかに古くから、規約に規定がなければ制裁し得ないとする反面、規定があれば何でも無制限に制裁しうるかという形で論ぜられている。組合自治を尊重した判例にプロー事件¹⁾があるが、大部分の判例はこのような契約説の形式論理を拒否し、違法契約（illegal contract）の原理を適用し、《違法不道徳又は公序に反する規定は無効である²⁾》とし、このような規定によって

1) 前頁注(10)参照。

2) Citrine, op. cit., Chafee, op. cit. p.p.1015—8.

3) その内容については、片岡前掲, p.p.292—6.

4) D. Lloyd, op. cit. p.285

5) D. Lloyd, op. cit. p.299

6) D. Lloyd, op. cit. p.302

7) Russell v. Duke of Norfolk (1948) A.E.R.

8) D. Lloyd, op. cit. p.303

9) Lee v. Showmen's Guild of Great Britain (1952) 2 Q.B.329 (68 L.Q.R. 438—440) 10~11) 68 L.Q.R. 439

制裁された組合員には法的保護が与えられるとした。アメリカの組合自治はここでもイギリスより制限されているのを見る。

第2に規約の規定が抽象的である場合には、具体的な除名が果して規約に基いて行われたものかどうか判断されねばならない。この最終的判断を裁判所が行うものとすれば、裁判所は規約の解釈権を持つことになり、内部問題に自然的正義の原則を超えて介入することとなる。リー事件において裁判所は、組合に自然的正義の原則違反は存しないが組合は規約によって与えられた権限を超越した、と判示し除名を無効とした。そして今日では、《内部審査機関が規約の誤まった解釈……に基いて行動するときには、裁判所が介入することは今や確立されている³⁾》と言われている。ここでも、裁判所は事実問題についての上訴機関となるものではなく、法形式上裁判所の法的解釈が第一義的意義を有すると言うのみで、やはり契約説を基礎としていると考えられる。しかし、自然的正義の原則を介入の限度とする任意社団理論が破られたのは、労働組合の特殊性を認識してのことなのであり、そこには単純な契約説以上の原理が生れて来たのだと見ることができるように思われる。デニング判事は言う、《理論的にはかれら（執行委）の権限は契約にもとずいている。人はこれらの偉大な権限をかれらに与えることを契約したものと推定される。しかし実際には、そのことについて彼は選択権がないのである。彼がその職業に就業するには、執行委の手盛りの規約に従わねばな

らない。このような審判所を司法裁判所はソーシアル・クラブと全く同じ立場に立って取扱うべきか。私は〈ノー〉と答える。ある人の勤労権 **right to work** は彼にとってその財産権より重要でないにしても同等に重要なものである。司法裁判所は財産権の保護のための介入に寧日がない。それは同時に勤労権保護のためにも介入せざるを得ないだろう⁴⁾。この見解はボンザー事件⁵⁾でもくりかえされた。学説の支持もある。これにより裁判所の介入はかなり広く認められるようになる可能性ができたわけである。アメリカでは、この規約解釈権についても、イギリスよりはるかに古くから、裁判所によって肯定されている⁶⁾。アメリカの組合自治後退はここにも見ることができる。ただアメリカの場合にはイギリスの勤労権思想のごとき背景からこのような裁判所の規約解釈権が承認されたのではないから、アメリカにも勤労権概念が存在すると言うことはできない。勿論イギリスの勤労権がいかなる内容をもつかは未だ明らかでない。しかしアメリカで近時問題とされる勤労権は、いわゆる消極的団結権という意味で用いられ、ショップ条項を骨ぬぎにしよという逆行的な思想の表現であるように考えられる。この意味から、不当な職場からの追放が保護される理念としてのイギリスの勤労権とは本質的に異っているように思われる。

IV. 残された問題

以上組合自治に対する裁判所の理論構成を見て来

- 1) Proh v. Whitney [1945] (「季刊労働法」第24号 p.143に概略説明がある。) なお Summers, op. cit. p.1063)
- 2) Schneider v. Local Union No.60 (1905)
- 3) J. W. Morris, The Courts and Domestic Tribunals (69 L.Q.R.330).
- 4) 秋田前掲p.p.2026~7の訳文 [1952] A.E.R.1181.
- 5) Bonsor V. Musicians' Union [1955] 3 A.E.R.518. この画期的意義は、裁判所が組合規約解釈権を持つことを確認し（即ちいわゆる勤労権思想）、不当な処分を受けた組合員に処分無効の宣言と共に損害賠償請求をも認めたことにある。組合自治の大巾な制限である。
- 6) Polin v. Kaplan (1931) など。Summers, op. cit. p.1059参照。

ると、アメリカはもとより、イギリスにおいても近年自治の制限の方へ動いていることを知る。これは労働組合の社会的機能を見るときいわば当然のことであると考えられる。しかし、イギリスのボンサー判決¹⁾のもつ意味は単に組合員個人の民主的権利の保護にとどまらないであろう。その社会的意義は大きい。しかしそれにもまして、アメリカのいわゆるケネディ・ランドラム法²⁾の制定は組合の腐敗と組合員の保護とを口実に、一挙に組合自治の全部を否定してしまった感がある。我々の目的は組合自治の法構造を究明し、いかに組合民主主義と組合自治とを共存、相互補強せしめるかにあることから見れば、ケネディ・ランドラム法の理念と我々の目標とは何も関係がないとすら言えるかもしれない。

本稿の問題意識は組合員個人の保護に法はいかなる役割を果しうるかということであったが、裁判所の組合規約解釈権の拡大を見るとき、さらにもう一つの問題にふれておかねばならない。

今日の英米では、程度の差こそあれ両国とも裁判所に組合規約の解釈権を認めていることは既にみた通りである。しかし、裁判所が規約を解釈することが法的に認められるにしても、果してそれが實際上妥当な結果を生み出せるかには疑問なしとしない。即ち、組合員個人の保護のためには労働組合の内部問題も治外法権ではあるべきでない。しかし一方、司法的介入に当っては、国の政策が反映せられねばならない要請もある。この相反する二つの要請に裁

判所はよくこたえ得るであろうか。政策問題は本質的に裁判になじまないものである以上、組合員の権利を護りつつ労働組合の健全な活動・発展を促進するためには、裁判所以外の独立の審査機関を設けることが必要かつ重要な問題ではないだろうか。

アメリカではかかる独立の機関を設けた例が二・三見られる。

第1の型は、マサチューセッツ州法によるものである。州労働関係委員会は、

- (1) 除名が組合規約に違反していること
- (2) 公正な審査がなされなかったこと
- (3) 処分が非行 (offenses) と不均衡 であること
- (4) 処分が公序に違反すること

の一つを認定した場合には除名を無効とすることができる。³⁾

第二の型は、連合自動車労働組合 (United Automobile Workers of America) が規約に定めたもので、組合と関連をもたない著名な市民が上訴機構を構成するものとした。^{4) 5)}

このような傾向については、賛成する学者も多い。コックス⁶⁾、レイノルズ⁷⁾、タンネンバウム⁸⁾、サイドマン⁹⁾等が、裁判所以外の機関を設けるべきことを説いている。しかしこのような機関がどのように運用されるか、組合弾圧の政治的用具とされないか、という問題は依然残るわけではある。

1) 前頁注(5)参照。

2) Labor-Management Reporting and Disclosure Act of 1959.

3) L.Reynolds, Labor Economics and Labor Relations, p.106.

4) Reynolds, op. cit. p.107.

5) ここではしかし完全に裁判所の審査が排除されているのか否か不明である。このような機構が国家機関である場合と、純粋に私的機関である場合とでは程度の差があろうが、完全に裁判所の審査を排除することは困難であろう。

6) A.コックス, 前掲p.51 (邦訳は「アメリカーナ」5巻10号にある。)

7) Reynolds, op. cit. p.107.

8) F.Tannenbaum, A Philosophy of Labor, (邦訳, 「新しい労働組合と労働運動」, p.223)

9) J.Seidman, Union Rights and Unipn Duties (1943) Ch. 9 & 10.